

令和8年度なんよう健幸ポイント事業規約

(目的)

- 第1条 本規約は、市民の健康意識を醸成するとともに、高齢者の介護予防、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図ることを目的に、南陽市（以下「市」といいます。）が「なんよう健幸ポイント事業」（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2 本事業は、市、筑波大学スマートウエルネスシティ政策開発研究センター、健幸都市イノベーション・コンソーシアム（株式会社つくばウエルネスリサーチ、株式会社タニタヘルスリンク、トランスコスモス株式会社の共同事業体）による「若者から百歳まで全世代が活躍できる健幸まちづくり事業」に関する連携協定に基づく事業です。
- 3 本事業の参加者は、あらかじめ本規約及びサービス提供事業者である株式会社タニタヘルスリンクの「法人契約に基づく『からだカルテ』会員規約」、「『ヘルスプラネット』会員規約」（以下「各種規約」という。）に同意した上で、本事業のサービス等を利用するものとします。
- 4 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。また、その他の疑義が生じた場合は、本規約の趣旨に従い、解決するものとします。

(用語の定義)

- 第2条 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
- (1)「申込者」とは、市に本事業の申込みを行った方をいいます。
- (2)「参加者」とは、申込者のうち、本事業参加に関しての各種規約に同意した方をいいます。
- (3)「受託者」とは、本事業を受託している健幸都市イノベーション・コンソーシアム（株式会社つくばウエルネスリサーチ、株式会社タニタヘルスリンク、トランスコスモス株式会社の共同事業体）をいいます。
- (4)「Webサイトからだカルテ」とは、実施内容、付与される健幸ポイント等を確認できるウェブサービスのことをいいます。
- (5)「マイページ」とは、第8条に定める実施内容及び第9条の定めにより付与されるポイントの内容を確認できるウェブサービスのことをいいます。
- (6)「市民」とは、市に住所を有する方をいいます。

(参加条件)

- 第3条 本事業への参加条件は、申込者が次の各号の全てに該当することとします。
- (1) 市に住民票がある、参加申込日時点において30歳以上になる方
- (2) 第19条に規定する個人情報等の情報の取り扱いに同意する方
- (3) 説明会に参加できる方（努力目標）
- (4) 市が実施するアンケートに協力できる方
- (5) 自己責任で本事業に参加できる方
- (6) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力に属していない方
- (7) 本規約及び各種規約に同意いただける方

(参加申込み)

- 第4条 本事業への参加を希望する方は、本規約の内容及び個人情報の取り扱い等に同意した上で、参加の申込みを行うものとします。
- 2 申込者が参加申込み後、市が参加申込みを受理した時点で、当該申込者は各種規約に同意

したものとみなします。

- 3 申込者の事業への参加申込は、インターネット、その他市長が定める方法で受け付けします。なお、受付方法の詳細は、市長が別に定めるものに基づくものとします。

(参加者の決定)

第5条 本事業への参加を希望する方は、本規約の内容を承諾した上で「なんよう健幸ポイント事業」参加申込書（以下「参加申込書」といいます。）により各種規約への同意及び参加の申込みを行うものとします。

- 2 申込者が参加申込書を提出後、市が参加申込書を受取り参加を承諾した時点で、当該申込者は各種規約に同意し、本事業への参加に関する契約が成立したものとします。
- 3 新規申込者が募集定員を超えた場合、参加申込順に参加者を決定します。
- 4 市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したとき、その申込みを承認しないこと、又は承認を取り消すことがあります。
 - (1) 同一の申込者が複数の参加申込みを行った場合
 - (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3) 虚偽の申込み等により、第3条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4) 市外転出や死亡等により、住民でなくなった場合
 - (5) その他市が承認できない事由があると判断した場合

(参加方法)

第6条 本事業への参加方法は、スマートフォンアプリ（スマートウォッチ含む）若しくは市が貸与する活動量計のいずれか一つを選択しての参加とします。

- 2 参加方法の変更は、原則不可とします。

(参加者の負担)

第7条 参加にかかる費用は無料とします。ただし、次に掲げる費用については、別途参加者の負担とします。

- (1) 市が、貸与した活動量計について、自己の責に帰すべき事由により活動量計の故障、破損又は紛失した場合の活動量計の交換費用（なお、市が参加者に活動量計を貸与した日から起算して1年以内の故障について市が初期不良と判断した場合には、無償で新たな活動量計と交換します。ただし、市の在庫の限りとなります。）
- (2) 本事業に関する通話、通信、郵送、交通及び活動量計の電池交換等の参加者個人の活動に関する費用
- (3) 本事業で使用する体組成計、モバイルルーター、リーダーライター、プリンター等の各機器（ケーブル等附属品を含む。）について、参加者が故意に故障又は破損させた場合、修理又は再購入等に係る費用
- (4) 市が貸与した活動量計は、事業期間終了後に参加者が市に遅滞なく返還するものとします。
- (5) その他、市が別途指定する費用
- (6) その他市が承認できない事由があると判断した場合

(実施内容等)

第8条 本事業の詳細については、別途定める「なんよう健幸ポイント事業参加手引き（以下、「手引き」という）」に基づくものとします。

- 2 本事業への参加者は、次の事項に協力いただきます。
 - (1) アンケート調査の回答
 - (2) 活動量計・スマートフォンアプリによる歩数データの計測及びアップロード
 - (3) 指定の体組成計による計測及びアップロード
 - (4) その他、事業で行うイベントへの参加など

(健幸ポイントの付与)

第9条 本事業による健幸ポイントは、「手引き」に記載された「ポイント付与条件」の実施状況等に応じて付与するものとします。

- 2 「ポイント付与項目」に関して、追加・変更することがあります。追加・変更する場合は、市ホームページ等で事前にお知らせします。
- 3 不正な手段によりポイントを獲得したと認められる場合には、ポイントを取り消すことがあります。

(健幸ポイントの交換等)

第10条 参加者が獲得した健幸ポイントは、市が用意する QUO カード又はデジタルギフトと交換できるものとします。なお、300ポイントから交換可能とします(300ポイント未満は交換できません)。交換方法は、別途定める「手引き」に基づくものとします。

- 2 ポイント付与期間中に歩数データのアップロードを1回以上実施した方のみポイント交換が可能となります。
- 3 ポイントの交換種別の変更は、不可とします。

(申込み内容の変更の申し出)

第11条 参加者が市に届出した住所、電話番号等、第4条第1項の申込内容に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を市に連絡するものとします。

- 2 市は、参加者から前項の変更に関する申出がなされない場合、参加者が獲得したポイントを無効とすることがあります。
- 3 参加者が、本条第1項の変更の申出を行わなかったために、市からの通知又は、送付書類等が到着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到着したものとみなします。

(退会・辞退の手続き)

第12条 参加者は、本事業の実施期間中にやむを得ず退会・辞退する必要がある場合は、「手引き」に記載されている手続きを行って退会辞退することができます。

- 2 退会・辞退後は、市が本事業を通して参加者から取得した情報のうち、個人を特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工し、その上で本事業の評価等に利用するものとします。
- 3 退会・辞退の手続き完了と同時に本事業のサービスも利用中止となります。
- 4 市が貸与した活動量計は速やかに返還するものとします。
- 5 一度退会・辞退した方は、再度参加することはできません。

(事業の中断・終了)

第13条 市は、事業期間内であっても、本事業のサービスの中断、又は、サービスの全部又は一部の提供を終了することがあります。

- 2 前項に基づき本事業中断・終了する場合、市は参加者に対して、その旨を事前に文書又は市のホームページ等によって通知します。

(参加者のID及びパスワード)

第14条 参加者は、本事業に参加した際に取得した自身のID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与してはなりません。

- 2 参加者自身のID及びパスワードは、漏洩、忘失等しないよう自身の責任において厳重に管理しなければなりません。
- 3 参加者自身のID及びパスワードを忘失した場合、参加者のID及びパスワードを市から提供することはできません。この場合、参加者自身で受託者からID及びパスワードを確認する作業を行うものとします。

(禁止事項)

第15条 参加者は、次に定める行為を行ってはなりません。

- (1) 本事業のサービスを営利目的で使用する行為
- (2) 参加者以外の方になりすまして参加する行為
- (3) その他市又は他の参加者への迷惑行為

(損害賠償等)

第16条 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

- 2 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用において紛争を解決することとします。

(免責事項)

第17条 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。

- 2 市及び受託者は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
- 3 市及び受託者は、市及び受託者の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
- 4 市及び受託者は、市及び受託者の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏えいした場合は、責任を負いません。
- 5 市及び受託者は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄されたポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
- 6 市及び受託者は、市及び受託者が開催するイベント・教室等の利用において、市及び受託者の責によらない事由により参加者が被った損害については、責任を負いません。
- 7 市及び受託者は、本事業の取り組みにより生じた参加者の怪我・障害及び歩数計測アプリのインストールによる、スマートフォンの不具合等については、責任を負いません。

(事業の分析評価・効果測定)

第18条 市及び受託者は、本事業の分析評価・効果測定を行うため、アンケート結果、歩数データ、その他本事業の運営を委託をしている業者（以下「業者」という。）が提供するウェブサイト等（以下「ウェブサイト等」という。）に集積された情報を活用することができるものとします。

(個人情報等の情報の取扱い)

第19条 本事業に伴うサービスの実施等に際して、市及び受託者が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報保護法・南陽市個人情報の保護に関する法律施行条例、南陽市個人情報の保護に関する法律等施行規則に準拠するものとします。

- 2 本事業の実施に際し、市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
 - (1) 参加申込書にご記入いただいた氏名、住所、性別、生年月日、身長、郵便番号、電話番号、健康保険種別等個人を特定する項目
 - (2) アンケート調査の回答結果・歩数及び活動量・体組成計データ、市が開催するイベント・教室等の参加状況に定める事項の実施に伴い取得する情報
 - (3) 「マイページ」の利用ログ
- 3 市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要な範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
 - (1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
 - (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
- 4 市は、参加者情報を業者と保有する医療費等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情

報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第2号に定める効果分析や健康づくり計画等に利用することがあります。

5 参加者情報の外部提供については、次の定めるとおりとします。

(1) 市は、本事業を行うにあたり、参加者情報の管理、歩数管理の仕組み、ポイント付与の仕組み等を、受託者に委託します。そのため、本条第2項で定める個人情報を受託者に提供することとします。なお、市は、参加者情報の取扱いにおいては、安全管理が図られるよう、受託者に対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。

(2) 市及び受託者は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表することがあります。

(3) 前項までの内容は、個人情報保護法・南陽市個人情報の保護に関する法律施行条例、南陽市個人情報の保護に関する法律等施行規則等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。

6 参加者情報の安全管理措置については次の定めるとおりとします。

(1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失または毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(2) 市及び受託者は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。

(ア) 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き適切な管理に取り組みます。

(イ) 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。

(ウ) 本条第3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。

(エ) あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第3項に定めた利用目的の範囲を超えて参加者情報を市以外の第三者に提供又は開示しません。

(オ) 参加者本人より参加者情報の照会・開示等について、「手引き」に記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。

(カ) 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。

(キ) 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

(規約改正)

第20条 市は、本規約を変更する場合、市のホームページ等によって事前に変更の内容及び当該事項が有効となる期日を周知します。なお、期日以後は、変更の事実及びその内容について同意したものとみなします。

2 本規約の変更において、個人情報の利用目的又は利用する個人情報の内容の変更を伴う場合は、個人情報保護法・南陽市個人情報の保護に関する法律施行条例、南陽市個人情報の保護に関する法律等施行規則に基づき、市から参加者にあらかじめ通知を行い、参加者の同意を得るものとします。

(その他)

第21条 本事業において参加者本人の確認をするため、本人確認書類の提示を求める場合があります。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。